写

令和８年１０月２１日

島 根 労 働 局 長

中 村　昭 彦　殿

島根地方最低賃金審議会

会　長　　藤 本　晴 久

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年９月１日付け島労発基０９０１第８号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

島根県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　１８歳未満又は６５歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１５３円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

法定どおり